



人間ドック・脳ドックの費用助成額 (年度にそれぞれ1回のみ)

種別	助成額
人間ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て) 上限…20,000円
脳ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て) 上限…21,000円

※オプションで検査した項目は、助成の対象外です。

- 人間ドック
- 脳ドック
- ① ⑥の要件を満たす人
- ② ③の要件を満たす人
- ③ 40歳以上75歳未満の国保被保険者(75歳になる人は、誕生日の前日までに受診してください)
- ④ 申請日時時点で、過去1年間引き続き被保険者の資格があること
- ⑤ 国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であること
- ⑥ 受診する年度に特定健康診査を受診していないこと

助成を受けるためには受診前に申請が必要です。
ドック受診後に助成の申請は受付できませんので、ご注意ください。
助成を受けることができる人



申請に必要なもの

- ・ 被保険者証
- ・ 印鑑
- ・ 番号確認書類と身元確認書類

(詳しくは、本紙の折込チラシをご覧ください)

※平成27年4月1日以降に申請した人で人間ドック・脳ドックを受診し、住民保険課国保医療・年金係へ請求に来ていない人は3月31日

確定申告などのために国保税の納付済額を確認される場合は、住民保険課国保医療・年金係で、平成27年1月から12月に納付した額を記載した「国民健康保険税の納付確認書」をお渡しすることができます。

必要なもの

被保険者証・運転免許証など本人確認できるもの

- 確定申告などの社会保険料控除には、国保税の納付証明書を添付する義務はありません。この納付確認書も納付を証明するものではありません。
- 平成27年12月下旬に納付し、平成28年1月上旬に納付確認書を受け取る場合、12月下旬の納付が確認できていないことがあります。該当する人は、12月下旬に納付した領収書(口座振替の場合は引き落としが記載された通帳)もお持ちください。お持ちにならないと、その納付分を納付済額に含められないので、ご注意ください。

国民健康保険に加入している40〜74歳の皆さんへ 国民健康保険からのお知らせ

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

どの早期発見・早期治療のための医学チェックを行うことで、健康状態を継続的に把握するとともに、健康を保持増進することを目的としているものです。

受診後の申請は受付できません

- ⑤ 人間ドックの検査結果を特定健康診査・保健指導に利用することに同意し、提出すること
- ⑥ 特定保健指導の対象となった場合は、当該指導を受けること

申請方法

住民保険課国保医療・年金係へ助成金交付申請にお越しください。

国保税の納付確認書を 必要な人にお渡しします

までにお越しください。



開庁時間に来庁できない人のため 通知カードの受け取りと個人番号カード の申請に関する受付時間を延長します

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

町役場の開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）に通知カードの受け取りや個人番号カードの申請に来ることができない人は、次のスケジュールにて開庁時間の延長を実施しますのでご利用ください。

延長日時

1月18日(月)～22日(金)

午後9時まで

通知カードの受け取りに必要なもの

1 本人または、本人と同一世帯の人が来庁する場合

- ・来庁者の本人確認書類（注1）
- ・来庁者の印鑑
- ・12月に送付した案内文書
- 2 代理人（別世帯の人も含む）が来庁する場合

1 本人（委任者）の本人確認書類（注1）

- 1） ・代理人の印鑑
- ・代理人の本人確認書類（注1）
- ・12月に送付した案内文書
- ・委任状（12月に送付した案内文書にあります）

注1

- ・運転免許証など顔写真付きの公的な身分証明書の場合は1点
- ・健康保険証、介護保険証、年金手帳、預金通帳などの場合は2点

個人番号カードの申請に必要なもの

- ・通知カード
- ・申請書（通知カードに同封）
- ・印鑑
- ・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ・本人確認書類（注2）
- ・写真（注3）

注2：運転免許証など顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない人は後日、もう一度来庁していただく必要があります。

注3：最近6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので裏面に氏名、生年月日をご記入ください。サイズは縦4・5センチ、横3・5センチです。

※通知カードの受け取りと個人番号カードの申請以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。

※2～3月は各月2回程度、休日開庁します。日時など詳しくは、来月以降の町広報紙や町ホームページに掲載します。

国民健康保険に加入している40～74歳の皆さんへ 特定健診の締切間近！ 生活習慣病を予防しましょう

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

実施期間が残りわずかとなりました。

糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病は、食生活や飲酒、喫煙などのさまざまな生活習慣が影響して引き起こされます。

特定健診を活用して、早い段階で

生活習慣病の発症要因を見つけよう。防みましょう。

対象となる人には、青色封筒で受診券を送付していますので、まだ受診していない人は今月中に受診してください。

期間

1月31日(日)まで

場所

町内または県内の健診実施医療機関

受診方法

医療機関に健診日時を確認のうえ、受診券、質問票、被保険者証を持って受診してください。受診券がない場合は、住民保険課国保医療・年金係へお問い合わせください。

費用

500円

健診結果の送付

特定健康診査を受診した人には、受診日の約2ヵ月後に結果通知表を送付します。（医療機関からの報告時期の関係で2ヵ月以上かかる場合があります）

健診の結果、生活習慣の見直しが必要な人には保健指導が実施されます。改善の必要性が高い人から順に、積極的支援・動機づけ支援の対象です。「特定保健指導のご案内」を送付しますので、ぜひ参加してください。